（五―エチル―二―メチル―二―オキシ二―ジオキサホスフィナン―五―イル）メチルホスホネート及びビス［（五―エチル―二―オキシド―一・三・二―ジオナン―五―イル）メチル］メチルホスホネートと（五―エチル―二―メチル―二―オキシド―一・三・二―ジオキサホスフィナン―五―イル）メチルホスホネートとの混合物及び調製品　三・八％

インガムベース（砂糖その他の甘味料又は無税
を含有するものを除く。）

混合物の誘導体　四・六％

ン酸並びにその塩（水溶性のものを除　三・九％
びエステル　三・八％』

のもの

別表第三九類の注2(z)中「並びにシャープペンシル」を「、シャープペンシル並びに一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品」に改める。

別表第三九類の号注1(a)(2)中「第三九〇一・三〇号」の下に「、第三九〇一・四〇号」を加える。

別表第三九〇一・三〇号の次に次の一号を加える。

三九〇一・四〇	比重が〇・九四未満のエチレン―アルファ―オレフィン共重合体	四・一％

別表第三九・〇七項中『　三九〇七・六〇　ポリ（エチレンテレフタレート）　四・六％』を

『　三九〇七・六一　ポリ（エチレンテレフタレート）粘度数が一グラムにつき七八ミリリットル以上のもの　四・六％
　三九〇七・六九　その他のもの　四・六％』

に改める。

別表第三九・〇九項中『　三九〇九・三〇　その他のアミノ樹脂　四・六％』を

『　三九〇九・三一　一　ポリメチレンポリフェニルポリイソシアナート（粗はポリメリックＭＤＩ）　四・一％
　三九〇九・三九　二　その他のもの　四・六％』

に改める。

別表第四〇・一一項中

四〇一一・六一	その他のもの	無税
四〇一一・六二	農業用又は林業用の車両及び機械に使用する種のもの	無税
四〇一一・六三	建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種のでリム径が六一センチメートル以下のもの	無税
四〇一一・六九	建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種のでリム径が六一センチメートルを超えるもの	無税
四〇一一・九一	その他のもの（杉綾模様その他これに類する模様トレッドを有するものに限る。）	無税
四〇一一・九二	農業用又は林業用の車両及び機械に使用する種のもの	無税
四〇一一・九三	建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種のでリム径が六一センチメートル以下のもの	無税
四〇一一・九四	建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種のでリム径が六一センチメートルを超えるもの	無税
四〇一一・九九	その他のもの	無税

を

『

四〇一一・七〇	農業用又は林業用の車両及び機械に使用する種のもの	無税
四〇一一・八〇	建設用、鉱業用又は産業用の車両及び機械に使用する種のもの	無税
四〇一一・九〇	その他のもの	無税

』

に改める。

別表第四四類の注1(q)中「並びに鉛筆」を「、鉛筆並びに一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品」に改める。

別表第四四類の号注2を削る。

別表第四四・〇一項を次のように改める。

四四・〇一	薪材（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材	
四四〇一・一一	針葉樹のもの	無税
四四〇一・一二	針葉樹以外のもの	無税
四四〇一・二一	チップ状又は小片状の木材	
四四〇一・二二	針葉樹のもの	無税
四四〇一・二九	針葉樹以外のもの	無税
四四〇一・三一	のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させたものに限る。）	無税
四四〇一・三九	木質ペレット	無税
四四〇一・四〇	その他のもの	無税
	のこくず及び木くず（凝結させたものを除く。）	